

令和元年度第1回京丹後市まちづくり委員会 会議録

- 1 開催日時：令和元年7月29日（月）午後1時30分～午後4時
- 2 開催場所：京丹後市役所 205会議室
- 3 出席者：○京丹後市まちづくり委員会委員
中谷真憲委員、吉岡和信委員、川戸一生委員、野々垣里美委員、
奥野美智恵委員、中西脩介委員、吉岡高博委員、土出尉恵委員、
越江昭公委員、味田佳子委員、小林朝子委員
○京丹後市まちづくり委員会 新川達郎アドバイザー
○三崎市長
○新井政策総括監兼市長公室長
○川口地域支援・定住対策監
○森戸理事兼弥栄市民局長
○政策企画課 谷口課長、平課長補佐、小林主任
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 委員委嘱
 - (3) 市長挨拶
 - (4) 自己紹介
 - (5) 役員選出
 - (6) 会議録確認者の指名
 - (7) まちづくり委員会委員の役割と今までの経過及び今年度のスケジュール等について
 - (8) 諮問
「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しについて
 - (9) 審議
「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しについて
 - (10) その他
 - (11) 閉会 職務代理挨拶

《議事経緯》

総括監： 定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第1回京丹後市まちづくり委員会を開催させていただきます。

私は、政策総括監兼市長公室長の新井でございます。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、ただ今から委員の委嘱をさせていただきたいと思
います。皆様方におかれましては、委員の就任について快くお引
き受け下さいましたこと心よりお礼申し上げます。なお、今回の
委嘱につきましては、任期は本日から令和2年3月31日までと
なりますのでよろしくお願い申し上げます。本来ですと、お一人
ずつ委嘱通知書を交付させていただくべきところですが、時間の
都合上、皆様を代表して、中谷様に委嘱通知書を交付させていた
だきます。それでは、三崎市長、中谷様前へお願いします。

(委嘱通知書交付)

総括監： ありがとうございます。それでは御着席をお願いします。
なお、他の皆様への交付につきましては、席上配布にて代えさせ
ていただきたく存じますので、ご了承賜りますよう、お願い申し
上げます。

また本日は、大庭委員様から欠席の連絡を受けておりますが、
「京丹後市まちづくり委員会条例第7条第2項」の規定によりま
して、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議が成立し
ていることをご報告させていただきます。それとアドバイザーで
あります、同志社大学の新川先生も少し遅れて来られるというこ
とですので、また来られましたご紹介させて頂きたいと思いま
す。

それでは、開会にあたりまして、三崎市長からご挨拶をさせ
ていただきます。

市長： 皆様こんにちは。遅れておりました梅雨も明け、いよいよ夏本
番ということで、猛暑の季節になってまいりました。そうした中
で、本日皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませ
ず、ご出席を賜り誠にありがとうございます。今年度、第1回
目の京丹後市まちづくり委員会を開催させて頂きました。日頃
は市政の推進に当たりまして、何かとご支援、またご協力を賜
っておることに心から感謝を申し上げる次第であります。今回、
新たに委員をお世話になります皆様方に置かれましては、就
任に当たりましてご鞭撻を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。
まちづくりにつきまして、卓越した知見と熱意をお持ちの皆
様の顔振りを拝見いたしまして、大変心強く感じておるところ
でございます。さて、5月1日から、新しい時代、令和が始ま
りました。この記念すべき年に本市では京丹後市制15周年とい
う一つの節目を迎えております。この期を新たなスタートと
いたしまして、更なる京丹後市の発展に向けまして現在取り
組みを進めさせて頂いております。

ます。このような中、このまちづくり委員会につきましては、市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するために、条例により設置をさせて頂いております。市のまちづくりの最高規範に位置づけられております、京丹後市まちづくり基本条例が京丹後市にふさわしいものでありつづけるかどうかの検討や、まちづくりの推進に関することなどをご審議いただく委員会でございます。第2次総合計画、本市の総合計画、基本計画に掲げます、地域づくり、ひとづくり、ものづくり、魅力づくり、そして基盤づくりの5つの基本項目を中心としまして、本市の最重要課題であります、人口減少を緩やかにするための様々な施策に積極的に取り組んでいるところでございますが、この総合計画もまちづくり基本条例におきまして、策定することとされております。本日はこの京丹後市まちづくり基本条例の4年ごとの見直しの年度となっておりますので、この後、京丹後市まちづくり基本条例の検討及び、見直しにつきまして、諮問をさせて頂くことと致しております。本市の将来に向けて、どのようなまちづくり、またその進め方が求められているのかなど、幅広く展望をご議論いただきながら、進めていただきたいと考えております。委員の皆様方には是非とも、自由活発な議論を交わして頂きまして、ご意見を頂きたいと存じておりますので、宜しく願い申し上げます。結びに当たりまして、今後ともより一層のお力添いをお願い致しますと共に、皆様方のますますのご活躍を心から祈念申し上げます、ご挨拶に代えさせて頂きます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

総括監： それでは続きまして、第1回目ということですので、皆様にそれぞれ一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思っております。中谷委員様から順にお願いします。

(自己紹介)

総括監： ありがとうございます。次に事務局の紹介をさせて頂きます。

(自己紹介)

総括監： 最初に申し上げましたが、大庭委員様がご欠席ということですが、これ为本委員会のメンバー及び事務局ということです。宜しく願い致します。それではここで、配布資料の確認をさせて頂きたいと思います。

(配布資料の確認)

それでは次に、京丹後市まちづくり委員会条例第6条第1号の規定により会長の選任を行いたいと思います。会長は、委員の皆

様の互選にて決定となっておりますが、どのような選出方法を取らせていただきますでしょうか。

(事務局一任)

事務局一任という言葉を受けました。

それでは、事務局から推薦させていただきます。会長には、中谷委員様にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは、会長は中谷委員様にお願いします。お世話になります。よろしくお願ひいたします。

それでは早速ではありますが、中谷会長様には前の席へ移動いただきまして、一言ごあいさつをお願いいたします。

会 長： 改めまして中谷と申します。色々なシンポジウムやワークショップをやってきたのですが、考えてみるとまちづくり委員会のこうした委員長というのは初めてということですが、色々不安はあるのですが、市長の人柄か、前のこの会議をした時に比べると、すごくフレッシュなメンバーが集まっていたいて、すごく嬉しく思っております、それを大事にして本当に自由な議論を繰り広げていって、出来るだけ実りのあるものにしていきたいなと思っております。どうか支えていただければと思っております。宜しくお願い致します。

総 括 監： ありがとうございます。続きまして、職務代理の選任についてですが、京丹後市まちづくり委員会条例第6条第3項の規定により、会長の指名によることとなっておりますので、中谷会長にご指名いただきたいと思ひます。

会 長： それでは職務代理は川戸委員様にお願いしたいと思ひます。異議なしということでよろしいでしょうか。

総 括 監： ありがとうございます。それでは、川戸職務代理には、前の席へ移動いただき一言ごあいさつをお願いいたします。

職務代理： ただ今、会長の指名をいただき、職務代理者に就任いたしました。見させていただいていると、各分野で活躍されている皆様また知識や技術が豊富な皆様の中で、このような大役に就かせていただくのは恐縮な思ひもありますが、不安がいっぱいあります。皆様の支えも頂きまして、一生懸命努めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

総 括 監： ありがとうございます。それでは条例第7条第3項の規定により、会長が会議の議長となりますので、ここからは会長に議事進行をお世話になりたいと思ひます。中谷会長様よろしくお願ひ

いたします。

会 長： それではここからは座って説明させていただきます。まず、会議録確認者の指定をいたします。「京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項」の規定により、「会議録の内容について、会長が指定した者の確認を得るもの」とされていますので、私から指名させていただきます。たいへんお手数ですが、中西委員様と味田委員様、お二方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、本日は、三崎市長様からまちづくり委員会へ諮問があるとお聞きしておりますが、初めての委員さんもおられますので、当委員会の今までの審議経過や、委員の役割また今年度のスケジュール等について、事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局： 失礼します。事務局の谷口でございます。

(資料1～5説明)

会 長： ありがとうございます。何分たくさん説明が盛り込まれていましたが、ここまで一旦確認したいことやご質問はありますでしょうか。もしあれば挙手をいただければと思います。また後ほど議論の中でも聞いていただいても大丈夫ですが、これについては大丈夫ですかね。はい。それでは、次に次第8の諮問「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しについて三崎市長から諮問を頂きます。

(三崎市長から諮問書を会長へお渡し)

会 長： それでは今の諮問に基づきまして、次第9の審議に入りたいと思いますが、三崎市長に置かれましては、他の公務があるとお聞きしておりますので、ここで退席されます。三崎市長ありがとうございます。

(市長退席)

それでは審議に入る前に、「京丹後市まちづくり基本条例」の制定の経過等につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。宜しく願いします。

事 務 局： すいません。また再び失礼します。

(資料7～9説明)

会 長： ありがとうございます。詳細な説明でしたので、盛りだくさんの内容でしたが、ご質問等ありますでしょうか。このまちづくり基本条例は市にとっての、憲法みたいなもので、最高規範というふうに捉えていただいて、その精神が自治と協働ということで、

京丹後市があるということで、それについて、平成20年度から施行されてきたということです。本当に何というか、活発に議論いただきたいですし、自由に議論いただきたいですし、あまり堅苦しくなくて、お付き合いください。大丈夫ですかね。それでは審議にうつりましょうか。

はじめに、当委員会のアドバイザーを務めていただいております、京丹後市まちづくり基本条例の制定にも携わっておられました、同志社大学の総合政策科学研究科・政策学部 新川教授から京丹後市まちづくり基本条例の検討及び見直し等についてのご意見を頂戴したいと思います。お手元に資料をお配りさせて頂いております、まちづくり基本条例見直しにあたってという資料です。それでは、新川先生よろしくお願ひします。

アドバイザー： それでは、ただいま御案内がありましたように、私の方から少し条例の見直しにあたって、どういった観点で考えて頂きたいのかということについて、お話をさせて頂きたいと思ひます。この条例の制定当時を思い出しながら、今日の資料を作らせて頂きましたが、やはりまちづくりということを本当に合併後の京丹後市でどんな風にしていくのか、皆様それぞれの思いということを含めて、この条例の制定に至ったということを含めて、思い出しながら、今日お話をさせて頂きたいと思ひます。京丹後市のまちづくり基本条例の大きな特徴の一つはやはり単に行政とか、それから議会とかだけではなくて、市民の皆様方ご自身の条例というような、そんな位置づけで始まったのかなという風に思っております。それが元々この条例を制定するときに、行政が案を作ったり、或いは外から来たコンサルが作ったりということではなくて、市民の皆様方ご自身の手でこの条例の案が作られてきたということで、そのプロセスでは私のような専門家も多少は関わってきているのですが、とにかく市民の皆様方が自分達のものとしてこの条例をお作りになられたということ、そこにこの条例のとても大きな意味があるだろうと思っております。もちろんまちづくり基本条例、自治基本条例という風な言い方をされている所もありますが、だいたい中身は似たりよったりなのですが、もちろんまちづくりの基本を考えていくということで、そして将来の理想の姿ということも京丹後市がどうあったらいいのかということを含めて、そしてその時にではどんなやり方で進めていったらいいのか、市民は何をして行ったらいいのか、行政や議会がそ

れぞれどのような役割を、或いはどういった責務を一定進めていったらいいのか、それを明らかにして、その中で、京丹後市の場合には市民参加と市民協働これを、大きくクローズアップさせて、条例の特徴に上げていったということがありました。お手元資料のスライドの3番ですが、こういったまちづくりの基本条例ですが、これ自体先ほどもご紹介ございましたように、最高位の条例ということで自治体の憲法的な位置づけということがよく言われております。もちろん条例は条例ですから、他の条例と比べて実は上下があるわけでも何でもないのですが、もう一方では、この条例そのものの中に、他の条例や規則を作るときには、この条例に従ってくださいということが書いてある。ということは、この条例が他の条例に頼っていて、拘束をしている、特に制定時には、作成をしようするとき、拘束があるということでももちろん法的には色々な議論があるところですが、この条例をみんなで尊重しましょうということはこの条例が謡っているということは確認しておきたいと思っております。同時にこの条例は京丹後市の市民の皆様方すべて含めてこの京丹後市という所が、これからどんな風な自治を実現していくのかということについて、その理想の姿というのを定めるということ。そしてその理想に向かって、どんなやり方をすれば、それが実現できるのかという方法、手順ということや、原則という言い方をしておりますが、それを定めているという所に大きな特徴があります。そのために市民、それから市長や行政機関さらには議会、それぞれの権限や権利や義務、これを定めていることを知っておいて、ある意味ではこうしたまちづくり基本条例ということを決めていくということで、これ自体は、これからの京丹後市の運営の仕方、或いはそこでの市民の皆様方の行動の仕方、議会や議員、また市長や市職員の方々がどういった考え方に至って行動したらいいのか、その時のよりどころとして、この条例が作られたという風に理解して頂くといいかと思えます。もちろん、こうした条例の形をとるということについては、下のほうに3つ書いてございますが、基本的にはこの条例は様々な権利やあるいは権限や義務というのを定めております。それぞれ一定の権利義務が発生していて、罰則ではありませんので、強制力があまりないといったらないのですが、ただし、このように条例できちんと謡っている以上は条例に適っているのかどうかということやはり行動する上で、行政にとっても市民

の皆様方にとっても、重要な判断基準になるというふうに考えていただければいいかなと思います。加えて、この条例そのものは、先ほど7つの目的をご紹介頂きましたが、そこにありますように、まちづくりのあり方、基本的な考え方といったようなことを明確に宣言しているというふうに考えていいのだろうと思っております。多少抽象的な一般的な言い方にはなっていますが、原理原則はそんなことだと言ってしまえばそれまでですが、ある意味ではどなたにもそしてどんな団体にもそして現在から未来にかけていつの時代にも通用しそうな、そのような目標を掲げている。そしてそれをこの条例という形で宣言をしているということになります。ある意味では、皆にこれを言ってしまったので、このとおりにやらないと恥ずかしいよねということになるわけで、もちろん条例という形式をとりますので、最終的には議会で議決をいただかないといけない。そしてすでに議決をされてしまっているということもあります。議会にまた変えてもらえばいいじゃないかという話がありますが、もう一方では本当にこうした条例として定めた以上はこれについて、やはり皆が拘束をされるということになりますし、これを変えない限りは皆様方が条例に従って動かないといけない。変えようと思えば、議会で過半数の議決をしていただかなければいけない。そのためにはよほど重大な理由がなければ、なかなか変えられるものではない。硬いルールが作られている。そのように理解して頂くと、まちづくり基本条例って何ということもあるかもしれませんが、以外に大事なので、そのようなことを認識していただいてもいいのかなと思います。それからこのまちづくり基本条例の規定の中に先ほどご紹介ありましたが、条例の第32条で、見直しの規定が入っております。この条例は最初に、みんなで作ろうねとやっていたときにも、最初から完璧なものができることは考えておりませんでした。そしてそれは、進めていくときに、皆様方もそこはそういった認識でおられたかなと思っております。要するにまちづくりというのは実際に市民の皆様方が、また市の行政や議会の皆様方が取り組んでいかれる中で次々に課題が明らかになっていきますし、時代も変化しますし、そのような中でこれからの本市をどのように作っていくのか、市民生活をどのように立て直していくのか、そのようなことを考えていかないといけない。そうすると、このまちづくり基本条例そのものも、当然、当初一生懸命作ってはいますが、

本当に先々にこのままでいいのかどうかというのがわからないし、その意味では、もっともっと進化をしていかないといけないというのが当初から考え方としてはありました。従って成長する条例ということをごここでは言うておりますが、この条例が本当に成果が上がっているのかどうか、十分に働いているのかどうか、そういった事がきちんとチェックをされないといけないですし、条例の性質にそって、まちづくりが進んでいるのかどうか、ということを考えていかなければならない。そこを市民参加でちゃんと見ていきたいと思いますということがこの委員会の役割でもあります。少なくとも、本市が置かれております様々な環境の変化、先ほど人口のお話もありましたが、経済や社会も随分変わってきました。そうした事情に対応できているのかどうか、そしてこうしたルールというのが一度出来て、それに従ってしまいますと、その後なかなか意識がされないという問題もあります。マンネリにならないように定期的に見直しを進めて、実際に直さないでいいのですが、進んでいるのかということをチェックするということだけでも意味があるということで、一定期間の見直しを4年ごとにしております。次のページに移りますが、この見直しの手順として、基本的には、条例の理念とか原則、先ほどご紹介がありましたが、こういった事が達成できているのかどうか、これがまずはポイントになります。それが具体的に、ではどのようにして市政をあるいは市民生活を変えていったのかということを検証していく必要があります。加えて、この条例は様々な先ほど申し上げましたような社会経済的な、あるいは人口構造的な変化もござります。行政のやり方、技術も日進月歩であります。AI ですか、IOT だとか、そのようなことは15年前にはとても考えられなかったという所もあるのかもしれませんが。ということも含めて、実は本当にこれからの市民の必要に答えるようなそんな条例になっているのかどうかを考えていかなければならない。条例が目的としたところ、目指そうとしたところが十分に出来ていたかどうか、そして出来ていないところがあれば、また不足をしているところがあれば、それを確認し、検討して、それに合わせて改正を考えていくということになります。もちろんその下に市民参加というのがあるのですが、順番としては行政、議会あるいは市民がそれぞれに努力すれば何とか対応できるということであれば、それはそれで頑張りましょう、でいいのかと思いますが、それだ

けでは収まらないこと、ただし、まちづくり基本条例の範囲の中に入っているのかどうか、という点では、この条例の範囲以外のところで別のやり方で実現しないといけない具体的な施策であるとか、あるいは計画を作らないといけない、あるいは別の条例を作ったほうが効果的だということもあるかもしれません。そういった対応が2つ目には考えないといけない。そして3つ目には、こうした色々な施策、方策を考えた上でもなお、この条例本体、原理原則を基本的にはうたっていますので、実はそれほど大きくこの中身、骨格が変わるわけではないのですが、それでもやはり、まちづくり基本条例の条文というのを活用していく必要があるという判断があれば、これを変えていく、これがある意味では、見直しの手順の基本の考え方ではないかと思っております。その時にどのような観点で実際にこういった条例が何をどこまでどう実現できたのか、あるいは足りなかったところはどのようなことなのかということを考えていくときの視点のようなところをいくつかお話したいと思えます。視点1つ目は、議会とか行政というのが本当にこのまちづくり基本条例の考え方、あるいはそこでの責務ということをきちんと果たす、そして結果として本当にこのまちづくりを実現していくような、そのような議会や行政になっていったかどうかということが問われるということで、更に議会については、議会基本条例というのを別にお持ちになって、これもまたチェックをしていかないといけないのですが、議会でどうされているのか色々な議論があるのですが、そちらはそちらで頑張っていただくということで少なくともこうした自治の考え方、参画と協働をうたっている、こうした市政の姿にちゃんと行政もそして議会も対応した動き方になっているのかどうか、そうした考え方がきちんと浸透しているのかどうか、ということが問われるだろうと思っております。市政の運営原則の中での市民参加ということが柱になっているはずなのですが、ではこれは本当に行政の中でどこまで実現をされているのかということも当然問題になります。もう少し具体的に言いますと、重要な決定をされるときに、例えば今日は総合計画のお話もありましたが、この総合計画をお作りになるときに、平成27年当時、少し思い起こしていただければ、その時に作るときに、どのような市民参加があったのかということ、そして市民の皆様方の知恵とか創意がこの計画の中にどのように盛り込まれていたのかということ

考えていただくのもポイントかもしれません。とにかく、これからの市政の運営の中で市民の方々の知恵とか技術そしてその力というのを大いに活用しないといけないということは、この条例の設定当初からみんなで考えていかなければいけないのですが、本当にそういった市政の運営になっているのかどうかということも一つはポイントとして今の行政あるいは議会の対応ということを考えていくのも重要な論点かなと思っております。ページ1枚めくって頂きまして、視点の2つ目は、行政も大いに変わったとしても、市長が変わったとしても、何も動かないということになりますので、もう少し具体的に行政のサービスがどこまでよくなったのか、先ほどから市民局の話もございました。この市民局の位置とか役割とか、どうもにぎわいがというのが昔から出ていたのですが、最近僕もちょっと市民局を全部回っていないので、何ともいえないのですが、本当に行政のサービス、内容がしっかりしたものになっているのか、そして市民の方々と関わりを持って、そのやり方が改善されてきているのか、いかに市民の皆様のご意見に基づいて、色々な事業は進んでいるという実感があるのかどうか。様々な関係があるかと思えます。人口減少局面で言えば、公共施設の管理であることもこれから、大きな課題になってこうよいかと思っておりますが、この辺りも本当に市民参加で物事を考えて進めたり、あるいはそうした施設サービスそのものも市民の皆様方と一緒に、そうしたサービスを作っていくという所に、本当にこれから入っていかないといけないのですが、そのようになっているのかどうか、市民と一緒にサービスを作る、協働型の行政、そのようなことが実現できればいいねというのが、当初からの夢であったのですが、それがどれくらい実現できているのか、そんなことも視点としては重要かなと思っております。視点3つ目は、市民の皆様方これは市民というと、ただ単にお一人お一人の市民ということだけではなくて、様々な市民団体やあるいは事業者の皆様方、法律用語で言えば、住民という範囲に当たるのですが、そうしたこの京丹後市に関わって、あるいはここで暮らして、ここで生計を立てて、そして新たな方々がこの条例を通じて、それぞれの考え方でやるとか、報道の仕方であるとか、そのようなことが多少なりとも変わったのか、変わっていないのか、ということで残念ながらこのまちづくり基本条例がどのくらい、市民の皆様方にちゃんと知られているのかということも問題

かもしれないということを思っているのですが、とにかくこの内容を理解して、そして上手に使っていただきたい。少しでも市民の皆様方の意識の中に定着していったらいいなというふうに思っておりますし、逆に言うと、こういった条例のことを知っていれば知っているほど、普段のお仕事や様々な地域での活動であり、多くの手がかりができるということが見えてくるということがあります。そうした条例が市民の皆様方に求めているこれからの市政の中での市民の姿、そういったものをこの条例を通じて、学んでいってもらえればよかったのにとということもあって、視点の3つ目は、本当に市民は変わったのかという事を書かせてもらっています。少し一般論のようなお話をしましたが、具体的にどんな改定を他の町で、されてきたのかということを少しだけお話して終わりにしたいと思います。次のページをご覧くださいと思います。他団体のまちづくり基本条例、自治基本条例も入っているのですが、どんな改正がされてきているのか、どのような検討が進められてきていたのかということをおおまかにはありますが、抜書きをさせて頂きました。そして、一般的にはどこのまちづくり基本条例、自治基本条例でも住民参加、市民参加ということは原則として入れています。ただし、どのようなやり方で参加をするのかということについては必ずしも書き方としては、統一をされているわけでもありません。それぞれの考え方でお書き方になっています。中にはかなり詳しく、例えば公募型の市民が参加するという諮問委員会的なものを必ず作るとか、あるいはパブリックコメントが、重要な施策や条例の範囲、計画については、必ずやるとかということをお書きになっているケースもございます。このあたりは、いやそれはもうまちづくり基本条例の仕事ではなくて、市民参加の手続き条例というのを別につくった方がいいでしょうという所もあって、ここはそれぞれの団体の考え方ではありますが、この条例、御市の場合には、少し一般的な市民参加の仕方になっておりますので、この辺り今後ご検討いただいで必要であるのなら、今後お考えいただければと思っております。それから二つ目に、各地でそれほど多くはないのですが、住民投票の情報というのが、まちづくり基本条例、あるいは自治基本条例に多く書かれております。そしてその多くは、別に条例で定めるということで住民投票については規定している。御市もそうです。その時に、条例にするとは言っているの

すが、いつまでにするというのがないので、そのままになっているところが結構多いです。この住民投票条例というのも全国いくつかの自治体ではすでに条例として一般的に住民投票が実現できるような条例、住民投票条例という名前が多いのですが、そういった事を策定されているところがあります。御市でも、まちづくり基本条例の中に住民投票については別に条例で定めるといことで書いてしまっておりますので、ここのところをどうするのかという議論はあろうかと思っております。ただ必要がなければ、面倒なことをしなくても良いという説はあることはあります。また色々なお考えがあろうかと思っております。それから重要な3つ目で、先ほども少し事務局から説明がございましたが、今、日本各地で小規模多機能自治とか地域住民組織とか呼ばれている小学校区単位くらいが多いかなと思っておりますが、それを単位にした自治組織の統合ということが見え初めております。従来型の地区やあるいは集落の組織、町内会、自治会型の組織というのがどんどん現代化をしていって、またそれ以外にも、そうした地域組織に実は意見しながら作られていた教育組織あるいは福祉、地区の社会福祉協議会のような福祉組織、そしてそれに連なるような老人会、婦人会、色々ございましたが、軒並み立ち塞がれる状態ということが全国増えております。これはどうするのかということでもとても大きな課題で、そうした地域を支える役割を持っていた地域の担い手達がどんどんと減り、過疎ということもありますし、それから高齢化ということもあります。行動力を担っている、そういった状況があってそれに変わるような少し広域化をして、単独の集落より大きな学区程度の組織、学区程度の再組織を進めておられるということがあります。有名なのが島根県雲南市、あるいは三重県の伊賀市だとかというのが有名ですが、こういった地域の住民組織というのを作っておられるということでもあります。実はこういった地域自治の仕組みを今後考えていくとしても、本市の条例、これを見ていただければわかるとおり、どちらかと言うと従来型の行政区あるいは町内会、自治会に類するようなもの、こういったものが念頭にあるというのが住民自治の仕組みについては言及されているのですが、この辺りは今後どのように対応されていくのがよいのか、これもまた大きな課題かなと考えております。それから4つ目に、こうした条例の中で、もう1つ協働とか参画と言ったときに、個々の市民の方々が参画する協

働するというところもあるのですが、こうした参画協働の担い手の一つとして、非営利活動をされているような市民の方々のグループ、ボランティア団体だったり、NPOであったり、福祉の団体であるとか、そういったところが地域の中では積極的に活動されております。そうした組織も例えば、本市としてどう位置づけていたり、考えていたりするのかということ、幸か不幸か京丹後市には、京都府のこうした地域の支援センターのようなものが作られてしまっておりますので、ある意味では京都府にお任せしておけばよろしいということになるのかもしれませんが、もう一方では京丹後市としてこうした地域の様々な、言ってみれば、課題解決に動いているような組織をどう支えるのか、またそういった活動をもっと活発に京丹後市内に広げていくのか、一般的には中間支援というようなそういった機能としていることが多いのですが、こういったところを、まちづくり基本条例の中に入れておられるところもありますし、そうではないところもありますが、こういったところも課題かなということ、引っ張って来ました。それから5つ目に、協働ということについても、本市の条例でも当然使われているのですが、協働も記述の仕方としてどのように協働推進をしていくのかということについては、もっと具体的にやられているところもありますし、適当なところもあります。そこはそれぞれなのですが、例えば協働ということを考えていくと、やはり協働を進めるためには、別立ての協働推進条例みたいなものがあつたほうが良いという所もあります。そういった団体、自治体もありますし、もう一方では、こうした基本条例の中に、協働の推進計画のようなものも作られ、計画的に進めましょうという規定に基づいて計画を作つてというケースもございます。今後これからの市民協働というのをどのように進めていくのか、それをこのまちづくり基本条例の中でどのようにしていったらいいのか、そのあたりも是非考えてみていただければと思います。最後に社会経済の情勢変化からと書いてありますが、これも各地の色々な団体がこの10年くらい様々な事情から条例の改正をしておられるということがありまして、それをいくつかご紹介しておきたいと思つています。1つは東日本大震災が非常に大きなショックだったのですが、これ以降、防災ということ、これに対する記述がかなり詳しくなつてきたということで、これに対して本市の場合の条例をご覧いただきますと、早い段階で危機管理という

ことをうたい、更にはまちづくりの基本の中に安全、安心が書かれている。ただ具体的に、これほど全国で震災を初めとする大きな災害が起こってきているということを考えたときに、このあたりは今後まちづくりにあって、特に災害後に大きく注目されたのが、エッジリーダーズという考え方、高い回復力、行動力をどう作っておくのか、災害にただ単に防災をしてということが無理なことはわかってきましたので、そうではなくて被害をできるだけ小さくとどめて、そして被災後できるだけ早い段階で、元の状態あるいはそれ以上の状態に戻していくという、そういった回復力がどんどん変わってきている状態にあります。このあたり今後まちづくり基本条例なのか、あるいは別の本市としての施策も必要性なのか、もちろん総合計画の中には入ってはいるのですが、これを市の基本のあり方としてどのように考えていくのか、このあたりも自治体ごとに少しニュアンスは違いますが、災害後大きくこういった問題も注目されているということは申し上げておきたいと思います。それからもう1点は、これも事務局から少し説明がありましたが、同じ平成23年夏ごろに地方自治法の改正ということがございました。これまでは地方自治法の2条2項に、法律でこうした基本構想というのを市町村が作って、議会の議決を得ないといけないということが決まっておりました。ですから、基本構想を作っておくということが、これの罰則はないのですが、義務だったということになります。ところが国が法律で自治体の構造をこうしてという時代ではない。地方分権なので、自分達で考えて行動してくださいということでやめてしまいました。そしてその条文は廃止しました。従って、今は法律の根拠はありませんので、それぞれの団体でご自由にお作りになるという事になりました。それで自由になって辞めてしまったのかというと実はそうではなくて、98%くらいの団体で、総合計画が作られて運用されております。そしてその中で、もうすでに半数以上の団体がそうなっていますが、何かしらの条例上の根拠、要するに国がやめてしまったので、自治体でどうするのか、条例の中に、この総合計画のようなものを作るということを定めておかないといけないという所が少しずつですが出てきました。その時に、このまちづくり基本条例というのは、こうした基本計画・基本構想のような総合計画をつくるということの根拠規定としては、一番適しているのではないかとというのが多くの団体でのご判断で増えて

きているという所が、もちろん半分くらいやっていない所もあるので、そこはご判断ということになろうかと思えます。それから大きな3つ目は、本市そうですが、高齢化とか人口減少、地域のある種の衰退に直面せざる終えない状況にあります。そうしたときに、この条例の条文の中にも近隣の自治体との連携ということはよく書かれているのですが、もう今はそういった時代ではなくなってきていて、もっと広域的な連携、遠く離れた団体との交流、あるいは国や府との連携、民間企業、その他各種団体との連携ということもどんどん模索をしていかないといけないということになってきていて、今はただ単に隣近所の広域行政というような範囲では、これからのまちづくりは、おさまらないのではないかとということが意識としては言われてきております。ただこれもまた、具体的にではこんな規定の仕方がということではないのですが、こうした連携の相手方も幅広くしないといけないということで、挙げさせて頂きました。少し他の団体での動きということもご紹介させて頂いて、今後の見直しの参考にしていただければと思っております。私の方からは以上です。

会長： 詳しい説明本当に有難うございました。今新川先生にお話していただいた内容を、お手元において、それから議論にこの見出しの手順ですとか、新しい動きの部分とかありましたので、常に参照しながら進めていきたいと思っております。要はこのまちづくり基本条例をちゃんと生きたものにしておく必要があるということで、それが検討と見直しをやっているということになるわけです。しかし、そうはいつでも今条例を今日集まってすべて理解して、文言を付けあわせて議論してということはたぶん難しいと思いますし、まずこうした条例を作ってみて、ちゃんと理念が住民に届いているのか、実行まで持っていけているのか、そして今の社会情勢の中で不十分なところはないのかという意見交換をしていければいいのかなと思っております。それでもまだまだかたい話になっておりますし、気楽にでいいと思うのです。今のご自身のここまでのお話を聞かれて、感じたこと、自分として市政に関して、こうしたことを思っていて、条例との関係で、どうなっているのかなどのご質問でも結構です。そういった事を話していただければと思っております。私からは今後の議論のために1点だけ、この条例の文言を見ていて思ったことがあるのですが、第5章、資料9の5ページ、市民参加の関係の13条、青少年の

権利というのが載っているのですが、ここが20歳未満の青少年となっております。今16年施行だったと思うのですが、投票権が18歳に変わっているということもありますので、そうしたものの整合性も考えて例えば、ここは20歳でいいのかどうか、私に何か意見があるというよりは、一旦検討課題として出しておくべきかと思っております。そうしたことを挙げておきまして、先ほど申し上げましたので、ご自由に挙手をしてご発言いただければと思うのですが、何かございますでしょうか。視点で先ほど新川先生からお示しいただいた議会行政が変わったか、市民サービスが変わったか、市民の心が変わったのかなどに関して特に何か素朴に皆様が思っておられることでも結構です。考えておられる間に事務局に確認しておきましょうか。事務局に確認ですが、先ほど新川先生がおっしゃった総合計画の策定に関してですが、それと条例との関係ということと言うと、条例との関係とは別のところで、総合計画を進めているということによかったですか。

事務局： 京丹後市の総合計画につきましては、この条例が根拠になっているということで、これまでは地方自治法、先ほど新川先生の説明にありましたが、地方自治法の義務付けがなくなりましたが、ではなぜ総合計画を作っているのかと言いますと、京丹後市についてはこの基本条例がありますので、これが根拠になっているということでございます。先ほど説明させて頂きました条例の位置づけの第3条、この資料9でいくと2ページです。ここで説明も含めて書かせてもらっています。

会長： 解説を見たら総合計画が初めに出てきていて、第3条のものですかね。

事務局： そうですね。第3条です。

会長： そういうことですね。ということは、第3条を元にして、総合計画を規定されているわけですが、どうでしょうか。あまりかたい話よりも先ほど申し上げたように、色々な意見が集まったらいいかなと思うのですが、残りの時間を考えましても、今日は本当に今この時点で思われたことを素直に発言いただくということで今日はいいと思うのです。これから後、恐らく4回あるわけですので、感想でも結構です。そうしましたら申し訳ありませんが、順番でお願いします。

委員： 基本的なことで申し上げれば、4年に1度の基本条例の見直しの時期にかかっているということですが、むしろ先ほど会長から

ありました20歳未満の人についての事がありました。確かにその事については少し言葉の整理といいますか、選挙権が引下げられておりますので、もう少し見直しがあってもいいのかなと思いますが、具体的にその行政機関として、何か他の基本条例のどこかやはり、課題があるのだというような、行政としての認識があるのか、ただそうではない。時期が来たら投げかけたのか、この間に何かをした、こういった事の整理といいますか、課題があるのかということなのか、一定私は自治会の会長としての立場であります。今の立場の中で、自治会の運営については、まちづくり基本条例が念頭にあるかということと正直申し上げてないわけです。それと市民参加というような基本原則が書かれているのですが、逆に言えば、この条例が本当に市民の皆様、区民の皆様にしっかりと浸透しているのかといえ、具体的な事例では、ご存知のように、次期民生委員が3年任期の交代期で、任期満了で新しい民生委員を選出するわけですが、どこの地区もだと思いますが、私どもの町も民生委員の選出、選考委員会、準備会ということですが、私も会長をしておりますが、なかなか理解していただけなくて、まだ何箇所か民生委員の選出をいただけない。その地域に入って、区長様にもご理解を求めるのですが、なかなか難しい。そこまで人口減少、過疎化、高齢化が進んでいるという背景にあるのですが、条例でうたうほど、こんな美しい言葉で書かれているほど、優しい状況ではないと、そういった面でまちづくりの基本条例の条文が、それこそ皆様にご理解いただいて、本当にこれを作った当初の、私も元々は市議員をしておりますので、こういったことの見直しに関わった部分もありますし、関わっていない部分もありますが、そういった面では、もう少ししっかりとした市民への浸透といいますか、やはり住民の意識かもしれませんが、そういった課題は感じております。行政には具体的に、この条例のどこに問題意識があるのかどうか、あればお答えいただきたいなと思います。

会 長： そうですね。市としてのご質問でしたので、一旦事務局にお聞きしましょうか。

事 務 局： はい。ありがとうございます。この条例の見直しに関して、今問題意識や、変えないといけないという思いがあるのかどうかという所は、先ほど中谷会長からご指摘がありましたとおり、文言として直さないといけない部分はあるかと思うのですが、それ以

外の部分については、ここを直さないといけないというのは今事務局としては考えておりません。ただ実際に条例を見ていただきますと、特にまちづくりの原則で情報共有ですとか市民参加、先ほどありました小規模多機能自治の推進という市で進めさせていただいております施策というのは、この条例に基づいているところというのがあるのです。特に情報共有の部分で言いますと、例えば予算説明資料一つとってきて、京丹後市は非常に詳しく書いてあって、これって何かということ突きつめていくとこの条例が出てくるのです。我々事務をやっている側としては、合併移行こういったやり方でやっているよね、という元を辿っていくとこの条例に行き着いたりして、この条例そのものを意識して、しっかりとしているのかどうかという所はありますが、でも実際やっていることはこれに基づいているという事務もいくらかあります。そういった中で例えば情報共有ですと、色々なことで市民の意見を聞く、パブリックコメントも含めてですが、色々な情報発信をするというのが、最近では SNS を通じて発信したりしていますが、本当にここに書いてあるけどちゃんとできているのか、こういった事もできるのではないかということから、実際この条例が本当に生きているのかということをお意見をいただくと、更に色々と考えられると思いますし、そういった意味では色々な方に集まっていただいて、市民参加一つとっても、区などで、委員や役などをやっておられる方もおられますが、では市の方では NPO の団体にどのようにしているのかということなど、単純に投げかけていただくと、条例の条文そのものがちゃんと生きているのかという確認が取れるので、そういった意見がいただくと非常に有り難いなと思いますし、最終的にそういった条文を見ていく中で、条文までは直さなくていいけど、ここが市はできていないので、この条文にこう書いてあるから、こうやれよということをお答申でいただくと、それはそれで非常に有り難いと思います。

- 会 長： はい。よくわかりました。では、次の委員様をお願いします。
- 委 員： 私自身、こういった事に疎いのだと思うのですが、京丹後市まちづくり基本条例というのを今回初めてこの委員をさせていただくにあたり知ったのです。大変申し訳ないのですが、それで委員になるにあたり、お知らせが来たときに、ちょっと見させていただいたのですが、自分の中でたくさん初めて知ったということもあり、すごく細かいことがあるのだなと思って見させていただ

いておりました。見直しに当たって色々な視点からというのを今教えていただいて、見直しをする視点を意識しながら、あっているのかどうかを見させていただいたのですが、すごく大変な作業だなと感じたのが正直なところでした。市民は条例を知っているのかという所で、私自身は知らなかったのも、自分自身が知らなすぎたのか、他の市民の皆様は知っておられたのか、どうなのかなという所が気になりました。

会長： ありがとうございます。日本国憲法で我々は、日々意識して、全部暗記して生活をしているなど、そういった事ではないので当然だろうと思います。この資料9の第30条のところにこどもの育成というのが入っておりまして、それが本市の基本理念の一つでもあるのですが、市及び市民は子どもを学校、家庭及び地域の連携により支え、安心して子育てができる環境をつくるというように書いてあるのですが、感想で結構なのですが、何か子育て世代代表で来ていただいて、安心して子育てできる環境を感じておられますか。

委員： そうですね。保育所に入る前くらいの子ども達に対して、色々な地域や場所で、子育て支援に関する取組がたくさんされているなというのはすごく感じております。それが必要な人に必要なところにいきわたっているのかというと、少しそこはいきわたっていないかなと感じるところもあって、口コミではあるのですが、こんな場所があるよというのが広がっていつている感じはあります。

会長： ありがとうございます。次の委員様お願いできますか。

委員： すごく膨大な資料なのですが、私は市民に知らせる、この言葉を知らせるのではなくて、これによって、市民がどう思うか、どう変わったかというのがすごく重要だと思うのですが、少しづれるかもしれませんが、ずっと感じていたのですが、この市役所に来るときに、市役所のタイルが壊れている。いつも気になって、蹴飛ばさないように、これは雪も降るだろうけど、タイルが上手に乗っているなということをして10年くらい前からずっと感じていて、いつ直るのだろうと、私も忙しくて時間までに入らなくてはいけないということから、市役所に入らせてもらっているのですが、やはり市役所というのは、まずみんなが来る場所ですし、入口もこの市役所素敵だな、綺麗にしてあるなという所から、市民が、市がどういった市政でいるかというのを感じ取ると思うの

です。だから、いつも市役所の人はお忙しいのでしたら、市役所を綺麗にするボランティアを募集してもいいと思うのですし、海にしても何にしても身近なものが綺麗になって、そして、市の方が色々なことを企画していただいたことに、よくなったなど実感するということはすごく大事だと思うので、やはり身近なところからちょっと改革してくれたら嬉しいなど先ほど思いました。

委員： 全く同感です。あんな玄関、タイルがはがれてみっともない。
委員： アルバイトでも下手でも来いといわれたら、来させていただきます。

総括監： 委員様がおっしゃるのはごもっともで、実は先日、ある方から直接お叱りを頂きました。峰山庁舎は市役所の一番の元になるのです。市の玄関、市の顔だと、何でここが直っていないのか。その方ご説明していたのは、どうしても自分達に使うお金は中々出しにくいといういいわけを少しさせていただいていたのですが、元々は峰山町時代からタイルでして、実は冬場になるとすごく滑るのです。そのため、部分的にやり変えるのではなくて、やり変えるのなら、おそらく全面やり変えないといけないだろうなということで、お金がかかるので、ちょっと待てということが財政からありますが、その事に関してはこちらも早急に検討したいと思います。そういったご指摘もいただければと思いますので、宜しくお願いします。

会長： なるほど。帰りに見てみたいと思います。
次の委員様、お願いします。

委員： 元々私移住してくるまで、京都市にいたのですが、その時に、市がどういうふうに向かっているのかということが、すごく無関心だったのです。100万人とか人口がいる中で、自分に関係ないことだなど思っていて、それで京丹後市に来て市役所で移住支援の仕事をしていたということもあったのですが、たった5万人くらいの市の中で、行政や議員様と出会うことも多くて、まちづくりが結構身近なものになったなというのがあり、おそらく関心は比較的あるほうなのかなと思っていて、この条例の存在は知っていたのですが、詳しいことは分からないし、後は元々民間だったこともありますし、大学とかでそういった事を学んでたわけではないので、専門知識があるわけでもないし、言葉もすごく知識がある人みたいな喋り方ができない中で、たぶん市民の人に浸透しているかといったら、私もこの文章を

読んで、なかなか頭に入ってこないというか、いつも市役所にいるときから、つまりいていた事なのですが、行政的な言葉で書かれているものを、日常生活をしている中で読み解こうと思うとなかなか難しいなと思っています。その中で、中谷先生もやっている、未来ラボに参加したときに、言葉がわかりやすく話しやすく、最初は若者と言っていたのですが、年をとった方も来られたりして、色々な人の意見がミックスした中で話せる。色々な事がこういうふうに通じようとしているのを知れる場が、出来てきたというのがすごくいいなと思っています、このまちづくり委員会も、この中だけで議論が収まらないでほしいなと思うのが、ここ最近思うことで、つい先週、網野のほうで、アミラボという、ちょっと未来ラボに近いものをやったのですが、網野みんなの未来ラボということで、今網野庁舎があるところが、秋に壊されて跡地になる時に、行政的な建物が建つのではなくて、どういった場所になったらいいだろうというのを考えていこうという実行委員に選ばれたときに、その時も会議内だけで未来を決めようとしていたのです。その時にせっかくみんなで作る場所だから、皆が意見を言って関わったという記憶がある状態で、その場がただの芝生のところになるかもしれないし、もしかしたら、雨の日に遊べる施設になるかもしれないし、という中で、言ったことが叶わなかったとしても、そこに参加したという記憶が残ったら、これから自分も関わり続けたいなと思うのではないかということで、ワークショップ形式の未来ラボを7月22日にやったのです。その時に、本当は実行委員として来てほしかった人達が、子育て世代の人で、言い方悪いですが、80歳とか90歳とか後10年くらいで亡くなってしまふ人よりも、子どもが将来網野にどう関わっていきたいと思うかという人達に来てくれたらいいなというので、仕事終わり後と、後は今週末8月4日午前中、託児所をつけるという形で予定していますが、まさかの子育て世代の人が来ない。それで個人的にそういうのに積極的な人に声をかけたのですが、ママ友でそんなのに関心ある人いないし、自分達のことでも精一杯だと言われて、その理由を聞いてみると、私は子どもがいないので、その必要性が全然わからないのですが、PTA だったり、従来通りの人口が多かった時代にやっていたことを、人口が少なくなってもやり続ける。あとは消防も大事だと思うのですが、

操法があるからやらないとか、操法で忙しいとか、元も子もないような感じのことであったり、大事にしないといけないものは大事にしつつ、削除しなきゃいけないことは削除していかないといけないような時代かなど。PTA 本当にやっていないので、必要不必要かは分からないのですが、そこのもし不必要なところに時間を取られて、自分達の未来のことを考えられないような感じだったら、このまちづくり基本条例とかでそういうのが和らげられるような、未来のようなことを考えていけたら、それで自分のことをしてもらって、まちづくりできたらいいなというのを、どうにかして皆で考えられるという仕組み作りみたいなのが、こういったところで話していけたらいいなと、この2時間考えておりました。

会長： ありがとうございます。本当にすごく大事なご意見だと思います。従来されてきたことだけでいっぱいになっていて、次の何か新しいことを考えにくいという事態があるみたいで、そういった事をどうしていったらいいかという課題があると思います。それがもしも、この基本条例のほうで何かしらの文言を変えたり入れたりすることによって、推進できることがあるのであれば、それはやはり差し替えていくこともあるのかなと思って、頭に止めておきたいご意見かなと思います。次の委員様お願いします。

委員： 今日京都府の協働コーディネーターの立場で読んでいただいておりますので、発言にも気をつけなければと思って座っているのですが、「本当に先ほど中身が全然分からなくて申し訳ないです」とおっしゃっていましたが、中谷先生がおっしゃたように、まだ全然中身まで知る必要がなくて、いかにそれを先ほど言われたように、自分の生活とかの中に生かせるかということがすごく大切ではないかなと思ってます。ですから先ほど言われたように、この場であったり、何か特別な機会があるときに、お話をするのではなくて、普段の生活の中で親子で話すときであるとか、友達と普通に話すときに、まちづくりについて、自然に話せるような、そんな社会が来なければ、これはなかなか実現しないのではないかなと思っております。その中で、先ほど中間支援が京都府任せで、京丹後市にはないのではないかというのは、私も思っておりますが、NPOのことや市民活動のことは京都府に言ってくださいみたいな感じじゃないかな

と感じておりますので、自治会様の方でも協働といえ、区とか自治会様の協働で大変だとおもうのですが、NPO との協働も是非考えて頂ければなと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。次の委員様お願いします。

委 員： 僕もこの京丹後市まちづくり基本条例というのを初めて拝見させてもらいまして、非常に難しいなと思っております、これについては特に意見を言うことはないのですが、先ほど言われたように、20歳の選挙権については変更したほうがいいかなと思います。

会 長： ありがとうございます。次の委員様お願いします。

委 員： 元々私たちは、社会福祉協議会ですので、住民参加が基本的な考え方として社協にはありますので、違和感なくお話を聞かせていただけたのですが、今日のお話の中でこういった事が、自分達がどのように市政やまちづくりに関わっていくかという所の拠り所になるのだよというお話が少しあったと思うのですが、そういうものを作るのかということでも少し納得ができると思いますか、そういったものを作っていけるのであれば意味があるなと思ったのです。それは私たち地域福祉活動計画というのを立てるのですが、いつもそれは社協の計画だと間違われてしまうといいますか、実はそれは住民の皆様、行政も色々な団体も、どのようにしてまちを作っていくのかという計画なのですが、それを社協の職員自身もそうですし、多くの方が社協計画だという風に思って間違われてしまうのです。すごく苦労して、議論を交わして、オープンミーティングしたり、パブコメしたりして作るのに、作り終わったら誰も見ないみたいな、社協の職員だけが何年かに1回どうなったかなと見るみたいになっていて、何のためにやっているのだろうと思っていたのですが、そうか、拠り所に何をするとか、何かをするときの拠り所になるようなものを作るのだということを見ると、すごく社協の職員としては、力をもらった感じがしました。今地域福祉計画が市では第3次です。地域福祉計画が現在第3次で次の第4次を実は市と一緒に作りたいたいと思っております。それでこのまちづくり基本条例にもありますように、民間の福祉の団体と行政とが一緒になってできることの一つ、これを意識しながら、私たちも地域福祉活動計画を市と一緒に作っていくということが出来ると思いますし、どういうふうに関わっていったかとい

う評価のところでは、社協の職員としては何が変わったのかということ、そこが変わったと思われるのではないかなと思いましたが、計画を立てるときにも、このお話というか言葉だけではないとおっしゃっておられて、本当にそうだと思っているのですが、個々で意識しながら、皆様関わってもらえるようにお話をしていくということが、私たちがどう思って次をやるのかということが、非常に大事なことなのだなということが、今日分かったことだけでも良かったなと思っております。

また先ほどアミラボの話をしていて、私は網野に暮らしていて、実は結構アミラボの話は、行けなかったのですが、それこそ、夜はワンオペになるので、正直出れないです。ですが、すぐ行きたくて、その話を皆よくしていたのです。行くかという話は出ていて、無関心ではなくて、非常に関心度は高く、本当に話せるのかなということで、子育て世代の皆で話していたのです。だから、言われるようにどこかに行けない理由があったのかもしれませんが、関心度は非常に高かったです。あと、田舎の人間だからかもしれませんが、行政が何かしてくれると思っている、特に福祉関係だからそう思うのかもしれませんが、何か受けるものだと思っているところが非常に多いのですが、自分がまちをより良くしていく、自分がしていくのだというチェックしていくのではなくて、自分がどうやっていくのだという気持ちで作るといえるのか、そういった事は何かもう少しそういった意識の改革はこういった事が出てきたらいいなと思います。以上です。

会長： ありがとうございます。何かもう締めめの挨拶みたいな、本当にその通ですね。次の委員様をお願いします。

委員： 僕は、京丹後青年会議所で色々とまちづくりの事業を構築しながら、実践しながらやっているのですが、やっているとすることは、事業計画の段階で、これはすごく良い事業じゃないかなという所でも、やってみると実際、災害にしても人があまり集まらないとか、そういったところがあって、やはりそこは皆の意識が低いのか、広報の関係もあるのですが、どうかということがあって、去年僕がまちづくりの事業の中で、人口減少があってどうやったら、外に出た子どもが帰ってくるのかというと、今若い子って、出て行って、大学とかを出て、就職すると思うのですが、親の世代が、帰ってくるなという親が結構い

と思うのです。その意識を変えないと、親が帰ってくるなというより、子どもが帰ってこようと思っても帰らなくていいのだと思うし、そこを変えていこうということで、去年まちづくりのことをやっていて、僕は魚屋をやっていて、子どもが4人いるのですが、僕は京丹後が大好きで、食もおいしいし、結構移動は時間がかかるのですが、僕は好きで、子どもが帰ってきたいと思うなら帰って来たらいいと思ってますし、仕事も今インターネットとかあって、どこでも仕事ができるという仕事もあるじゃないですか、そういったところを行政かどこか分かりませんが、提供して子ども達が帰ってきたいと思うまちづくりにしないといけないなと思いながらやっているのですが、この条例を僕も全然知らなかったのですが、この7個ある目標を達成できたらやっぱり、皆帰ってきたいと思うと思うので、ここを目指していかないといけないと思うのですが、その意識をしてもらうというか、そこは難しいと思うのですが、やはり意識をしてもらっていったほうがいいのではないかと思います。以上です。

会長： 大変よくわかります。難しいけど、親が胸をはって子どもにいいまちなので、帰っておいでといえるというのがやはり良いまちだと思います。ありがとうございます。次の委員様お願いします。

委員： 私たちは商売人の集まりでそれこそ、京丹後市様から補助金をもらって活動している団体ではあるのですが、自分達の中でどんなことをして市を盛り上げるか、イベントを盛り上げるかなど、そういった事を考えて活動していきまして、例えばお祭りやイベントがあるので、商工会青年部様出してもらえませんかということを相談を受けて、動いたりしているのですが、官民一体と言いますか、そういったイベントをもっともっと企画してもらいたいなという思いがありまして、確かに市から補助金はもらったりして、婚活事業やイベントをしていたりはするのですが、結構若い人達、それこそ本当に段々こういった事に興味がなくなってきたように感じておりまして、すごく誰か任せというか、特に20代とか30代もそうですが、そういった意識が薄れているような危機感を感じております。民間と一緒に頑張っていけたらいいなと思っております。今日は私もまちづくり基本条例を知らなくて、勉強不足でして、もう少し勉強

したいと思います。

- 会 長： どこで感じられますか、20代に興味がないということ。
- 委 員： 例えば何でしょうか、知り合いとかに今度こんな事業をするから良かったらおいでよとか、イベントするからおいでよとかを言ってもすごく興味が薄いというか、やっていることもかたいことをやっている場合は特にそうなのですが、何か無関心なのです。街頭で僕らティッシュ配りとかPRしていても、携帯触ってイヤホンして無関心で、すごく良いことをやっていると思っているけど、無関心だなと思います。
- 会 長： わかりました。そういった実態もあるということですね。大切な指摘だと思います。次は職務代理をお願いします。
- 職務代理： こういったまちづくり基本条例というのは、本当に難しいなと思うのですが、あるということは知っています。詳しい中身は知りませんが、やはり気になる事や今取り組んでいること、そういった観点で、この基本条例を見て行って、そして意見を伝えていきたいなという思いで考えております。全部を読まないといけないということは思っておりませんので、やはり自分の得意な分野から入っていければいいなと思っておりますし、それから地域でも僕も自治会の関係ですが、行政で今進めているだけですが、小規模多機能自治という所で、地域の自治機能をどうやって守っていこうかという所が、課題になっています。現在取り組んでいるわけですが、ある先生いわく、地域というものは何を決めるにしても、1世帯で1票だと、市もよくそういった言葉を使うのです。地域は色々な人が構成している、やはり1人1票の構えが必要だよ、今そういった事をどうしたらそんな仕組みが組織できるのかなということ今考えているところですが、防災訓練にしても、100%避難所に集まらないといけないかなと、そうではないわけですね。やはり必要な人が避難所にいくということがポイントだと思うのです。そういった事を考えていくと、1人ではなかなか行動しない、呼びかけても来ない。それをどうやって防災意識を高めていこうかということを考えますと、やはり隣組で支え合っていく、隣組の単位でここが危ないなと思ったら、誰がスイッチを入れるのかということです。みんな避難しようと、そういった仕組みが地域でしっかりと作り上げていけば、危険な人が100%いたというのが避難所だと思いますし、そういった考え

方で地域と向かい合っていきたいなと思っておりまして、そしてこのまちづくり基本条例の見直しを丁寧に投げていければなと思っております。以上です。

会長： ありがとうございます。一通り委員の皆さま方のご意見をお聞きしたのですが、今日は紹介ということもありましたし、とても全部やるということは出来ないと思っています。それでも色々な意見が出ておりました。全体的に見ますと、もちろん文言の見直しということも必要だと思いますが、それ以上に目に見えることですね、目に見えることとの解離というのを考えないといけない。目に見える市役所内から始まって、あるいはイベントの時に人が集まっているのかどうか、20代を見た時に、自分達のイベントが浸透しないとか、社協様で考えていくのも皆がというのもおっしゃっていたとおりでと思うのです。先に根拠というものを条文に見つけておくということが、すごく物事をやりやすくなるということがありますので、それぞれ皆様方の一番関心を持っておられることでもいいので、次回までに少し読み直しをして頂いて、文言も見ていただいて、良い文言じゃないかとか、ここをもうちょっとこうして工夫した方がいいかもしれないということがあれば、事務局のほうにも事前に言っていただければ有り難いなと思います。もちろん当日言っていただけでも結構かなと思いますし、そういった意味でお目通しただければと思っております。私の申し上げていた年齢のことも一旦頭に置いていただいて、次回までに何かお考えいただければ有り難いかなと思います。今日はご欠席の大庭先生は、おそらく次回はいらっしゃると思うのですが、大庭先生がいらっしゃったら、その中で高速道路の延伸の話も出てくると思いますし、次回以降かなり具体的な話が進んでくると思います。改めまして、皆様のご協力を宜しくお願い致します。それでは、一旦進行を事務局にお返しします。

総括監： ありがとうございます。熱心にご審議いただきました。また引き続き本日なかなかご意見が出しにくかった部分もあろうかと思っておりますので、次回にでも違った形にしていかなければと思っております。そういった中で本日新川先生の資料にもあったのですが、条例の下にどういったことがあってということがあろうかと思っております。先ほどありましたように、条例を元にして、総合計画というのを我々が作っております。今日つけてあ

ります資料は概要版でありまして、先ほど事務局から説明があったのですが、12ページをお開きいただきますと、先ほどありました条例の中での7つの項目というのが12ページの左側にあります。この7つの目標を意識してこの総合計画基本方針を立てておりまして、矢印で色々書いてありますが、なかなか7つで括るといのが難しいことがありますので、矢印で示しておりまして、その基本方針が10あるわけですが、その下に基本計画というのが、29の項目が並べてありまして、実はこの29の項目一つ一つが計画書で行きますと、見開きの2〜3ページくらいになっている総合計画の冊子があります。その中で、市はこういったあたりをどういった考えでもって、こんな事にしていこう、そのためには、こんな事業が必要ですねということが書いてある計画書がありまして、その計画書に基づいて、市では毎年予算を要求したり、細かい事業をやっていくということになっていまして、概要版では分からないのかなと思いますので、基本計画の冊子をお配りしたほうが流れとしてはよくわかっていただけるかなと思います。その中で本当に不足している部分とか、そういったあたりのご指摘もいただければ非常に有り難いかなと思っております。あとは、先ほど会長からもご紹介ありましたが、この委員会では基本条例の見直しが中心ではありますが、やはりこうせつかく皆様集まっていたいておりますので、条例も一つ置きながら、京丹後市の将来、まちのあり方、そのあたりもご意見をいただけたらと思っております。先ほども出ておりましたが、本日ご欠席ですが、大庭先生に、昨年このまちづくり委員会の有識者の方にも出席いただきました次代のまちづくりの集まりの中で、地域拠点のあり方とか、都市拠点の在り方ですとか、そういったあたりを含めた大きな視点での意見交換をさせて頂いた部分もありますので、そういった事もお紹介いただきながら、参考にさせていただいて、考えていただければと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。それでは次回の委員会の日程を説明させていただきます。

事務局： 失礼します。スケジュールの時に説明させて頂きましたが、次回は8月26日午後から予定させて頂きたいと思っております。また、お忙しいと思っておりますが、ご都合をつけていただきました

いと思っておりますので、宜しくお願いします。それから、先ほど総括監から言わせていただきましたが、京丹後市総合計画の基本計画、少し荷物が増えて申し訳ないのですが、こちらも見てくださいながら、また今日は条例のかたい話ばかりで、なかなか頭に入りづらかったかなと思いますけれども、色々な市の施策の元に基本条例がありますので、今施策を総合計画に乗っているということを見ていただいた上で、条例に沿ってしっかり出来ているのかなとか、こういった事をするべきではないかとか、そんな意見でも広く何でもいいので、本当に自由に意見を言っていただければと思っておりますので、宜しくお願いしたいと思っております。以上です。

総括監： それでは以上をもちまして、本日のまちづくり委員会を終了したいと思います。

閉会にあたり、川戸職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理： 皆様、どうもお疲れ様でした。色々と活発な意見が出まして、聞かせていただいた中でも、皆様の思いは、いいまちを作りたいという思いがあると思いますので、今日色々とたくさんの資料をいただきましたので、それを一度目を通していただきながら、限られた回数だと思いますが、スケジュールが4回という予定になっておりますので、その4回を楽しみながらやっていきたいなと思いますので、皆様のご協力を宜しくお願い致します。今日は本当にご苦労様でした。

総括監： ありがとうございます。